

Title	明治六年・小野組転籍事件の一考察
Sub Title	A study on the Onogumi Affair occurred in Kyoto Prefecture, 1873
Author	笠原, 英彦(Kasahara, Hidehiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1985
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.58, No.12 (1985. 12) ,p.1- 25
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19851228-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治六年・小野組転籍事件の一考察

笠原英彦

- 一、はじめに
- 二、事件の経過
- 三、事件処理の政治過程
- 四、事件の影響
- 五、事件の意義

一、はじめに

明治六年四月、京都の豪商小野組は、京都上妙覚寺町及び秋野々町から各々神戸並びに東京への転籍を当該町戸長宛に願出た。これに対し京都府庁は、転籍時期及び転籍事由を不相当として容易に許可の手續きを進めようとしなかった。そこで小野組は、前年末に発せられた司法省布達第四十六号にもとづき、京都裁判所に対し行政訴訟を提起したのである。

同年六月以降、裁判所側が審理を開始し、まもなく小野組の訴えを認めて京都府側の主張を退けると、京都府側は

判決を黙殺する態度に出た。そこで裁判所側は直ちに司法省に事情を報告した。これに対し、司法省は京都府の行為を違式罪にあたるとして、同事件を刑事事件として捜査する方針を固め、太政官に伺出た。一方、府庁側も参事榎村正直の背後にある長州閥を通じ太政官に働きかけた。行政・司法双方のはざまに立たされた太政官は、同年十月、臨時裁判所を開設して事態の打開をめざしたが、両者の対立は容易に鎮静化しなかった。結局、事件は同年十月の征韓論の政変の影響下に十二月末、小野組の勝訴と榎村ら京都府関係者の処分をもって決着をみるに至ったのである。

該事件については、これまで尾佐竹猛博士の研究を初めとして先学による幾多の論考が発表されている。⁽¹⁾しかし、その多くは法制史的視点に立って、事件を明治初年における司法権独立をめぐる紛争として捉えようとするものであり、⁽²⁾政治史的視点から事件を同時期の政治過程に位置づけようとする研究は依然少ないと言わねばならない。また、概して同事件に対し、民衆の素願を地方官が妨害し、これを江藤指揮下の開明的司法官が救済したとの評価がなされているが、こうした評価は必ずしも射的ものとはいえない。

そこで本稿は、国立公文書館所蔵『太政類典』並びに『公文録』、内閣文庫所蔵『岩倉文書』、国立国会図書館所蔵『大木喬任文書』及び『江藤新平文書』、早稲田大学図書館所蔵『大隈文書』等の史料をもとに、事件の推移を再検討するとともに、同事件の政治上の意義を明らかにしようとするものである。

(1) 尾佐竹猛『明治秘史・疑獄難獄』(『尾佐竹猛全集』第十一巻、実業之日本社、昭和二十三年)、その他多くの野平介『江藤南白』下(原書房、昭和四十三年)に負うところが大きい。

(2) 利谷信義『明治前期の法思想と裁判制度』(『法律時報』三五・六)。

二、事件の経過

徳富蘇峰をして「本来のラジカル」⁽¹⁾、「制法的頭脳の持主」⁽²⁾と言わしめた江藤新平の司法卿時代における最大の業績

は司法権の確立である。明治初年における司法権の確立とは、各府県に裁判所を設置して旧幕時代さながらの封建的
 地方官から裁判権を分離し、司法省の下に法権の統一をはかることを意味した。⁽³⁾ こうしたまさにラジカルな司法改革
 は、司法省の開明派と中央・地方の封建派ないし穩健派との間に激しい対立を惹起せずにはおかなかった。

明治五年十一月二十八日に出された司法省布達第四十六号は、わが国において初めて府県民の側からの行政訴訟の
 提起を認めた画期的な措置⁽⁵⁾であり、江藤の司法改革推進の一大支柱をなしている。同布達の主旨は、地方官が太政官
 布告及び諸省布達の伝達を怠った場合、あるいは地方官が府県民の願・伺・届や移住許可を不当に妨害した場合に、
 地方裁判所や司法省裁判所への出訴を認めたことにある。布達の目的は、明らかに裁判権の回収に抵抗する地方官を
 牽制することにあつたと考えられる。

さらに、府県民が「御上」を訴えることに躊躇することを予期して、司法省は翌年二月二十五日、再び布達第二十
 三号をもって、行政訴訟の提起を促した。⁽⁶⁾

当省壬申第四拾六号布達ニ付テハ、地方官及ヒ其戸長等ニテ各人民ヨリ願伺届等ニ付之ヲ壟閉スルカ、又ハ地方裁判所及ヒ地
 方官ノ裁判ニ服セサル事等ニ付各人民ヨリ司法省裁判所ヘ訴訟致度旨申立ル者アルトキハ、其地方裁判所又ハ地方官ヨリ添翰ヲ
 渡スヘシ。若シ地方裁判所又ハ地方官ニテ三日ヲ限り添翰ヲ渡サザルトキハ、直ニ司法省裁判所ヘ訴訟苦シカラサル事。

小野組転籍事件の発生する京都府においても、明治五年十月七日地方裁判所が設置された。しかし、聴訟断獄の権
 の讓渡を拒む府庁との間に少なからぬ紛争を生じていた。⁽⁷⁾ 翌六年一月京都裁判所長に就任した北畠治房は、同年五月
 七日福岡司法大輔宛に「地方官権外ノ事件ニ干渉スル儀」⁽⁸⁾に付き左の伺を提出した。

昨年十一月当裁判所ヲ被置後、京都府ニオイト罪人ヲ探索捕獲ノ上濫リニ拷問シ、或ハ數日拘留スル内ニハ病故ノ者アリ。又
 ハ酷訊ニ堪兼誣服ニ及フ等不都合ノ聞之有ル。……且県官ハ罪人ヲ捕縛スルト雖モ、固ヨリ之ヲ糾問ノ權ハ無之処、濫リニ訊
 杖ノ類ヲ以テ敲打酷虐ヲ為ス等其罪違令違制ニモ問フ可キ者ニ有之候処……朝廷若シ是ヲ忽ニセザルルトキハ、我司法ヲシテ
 各裁判所ノ設ケアラシムモ、徒ニ無用ノ贅物ニ屬シ、大ニ外人ノ笑侮ヲ招ント焦心苦慮ニ不堪候。依テ将来地方ト裁判ノ事務相

抵触せず、各自権分ヲ守リ民ヲシテ方向ニ惑ヒアラシメサル様致シ度候間、一件書類取纏メ相伺候条何分ノ御指令至急奉仰候也。

府庁と裁判所が権限争いに終始するなかで、同年四月、小野組は府庁に対し神戸及び東京への転籍を願出していた。⁽⁹⁾

これに対し、府庁側は容易に転籍手続きを進めようとはしなかった。前年九月、小野組が三井組とともに第一国立銀行開業のため転籍を必要とした際の遺漏なき手続きとはまさに好対照をなしていた。⁽¹⁰⁾そこで、小野組の今回の商売上の理由による転籍に府庁側が消極的なのは、「大蔵大輔井上馨が三井組の利を図り、府参事榎村正直に旨を伝えて阻止せしめた」⁽¹¹⁾ためとの風評が流れたほどである。

転籍を急ぐ小野組は、旧会津藩士波多野央の進言を入れて、ついに同年五月二十七日、前述の司法省布達第四十六号により、京都府を相手どり京都裁判所に訴訟を提起した。京都裁判所は直ちに解部において目安料を行い、翌月上旬には受理の決定をなし、府側に対し出訴の通知を行うとともに答弁書の提出を命じた。⁽¹²⁾

これに対し、京都府側は七等出仕谷口起孝を派遣して転籍遅延の事情を説明し、訴訟の却下を求めたが、裁判所側は同月十五日、「(小野)善助用達の事故を以て送籍可滞筋無之、仍て原告可為素願通旨及裁判候条、至急送籍可有之」との判断を示した。府側は突然の判決に驚き、左の書簡をもって裁判所に抗議した。⁽¹⁴⁾

小野善助等転籍一条に付御申越之趣致承知候、然如従是得御意候相違と申儀ハ、此回御申越之趣ニ而ハ無之、当府ニ而も素より転籍を拒ミ候義ニ無之候を、彼等疑惑を以訴出候付、其段御理解相成都合ニ谷口より御示談いたし置候。然ルに御裁判御達書ハ其趣意ニ無之、何故之義ニ候哉。其辺委備御示し有之度候也。

以降同月下旬にかけて、連日のように府庁、裁判所間に該事件の認識をめぐる書簡が取り交された。飽くまで判決の執行を求める裁判所側と、転籍事務は行政権内のこととする府庁側の主張は平行線を辿った。ついに同月二十三日、裁判所は府庁に対し、請書の提出か上告かの選択を迫ることとなった。⁽¹⁵⁾

この間、北島所長が事件の経過を司法省に報告したことから、司法省内においては、裁判の言渡しを拒む京都府

庁の行為は違式罪に当たるとの聲が挙った。七月三日付で司法権中検事澄川元環が福岡司法大輔に宛てた報告書には、この点が明確に主張されている。⁽¹⁶⁾

京都府管下小野善助外二人送籍一件ノ訴訟ニ付京都裁判所ヨリ同府知参事へ裁判申渡書ヲ相達候末、同府ヨリ請書不差出上告ヲモ不致徒ニ曠日弥久スル段、不都合ノ次第ニ有之……凡ソ聴訟ノ法ニ於ル其裁判ヲ受ルモノハ必ス請書ヲ出シ、若シ承服セサルノ廉アルハ亦其廉ヲ以テ上告スルノ旨ヲ申出ル式、是ニツニ出ルコトナシ。今ヤ京都府否ラス此ニツノ法ニ違ヘリ。違式ノ罪是ヨリ判然タルハナシ。則コノ違式ノ罪一日モ速ニ不罰ヲ不得ナリ。

これを受けて、司法省は同月七日、太政官に対し京都府による裁判の言渡し拒否、訴訟手続きの無視を報告するとともに、翌八日「京都府官員推問ノ儀⁽¹⁷⁾」に付き伺を提出した。司法省側は、京都府の行為は明らかに違式罪に相当するが、事が勅奏任官にかかわるだけに、一応推問に及ぶとしたものである。これに対し、太政官は「同府ニテ相拒候顛末之書類等モ不差出、唯同府ノ犯跡有之旨申出候而已ニテハ、御裁下難相成⁽¹⁸⁾」として、一応「伺之趣訴訟ノ顛末取調書類ヲ以猶可伺出候事⁽¹⁹⁾」と指令した。しかし、法権の確立をめざす司法省は、太政官に対し京都府断罪の即決を強力に働きかけた。そのため、同月十八日、太政官は左の決定をなすに至ったのである。⁽²⁰⁾

右一件ノ書類ヲ検査候半而ハ結局難相定候得共、別紙之趣ニ而ハ同府ニ而此末上告可仕見込ニ可有之候哉モ難計。且其上告ノ日限モ未タ御制定不相成候間、同府知参事ニ推問モナクシテ一概ニ之ヲ罪スル儀ニハ難至。且断獄之法ニ而ハ仮令輕科ト雖モ、本人伏罪ノ上ナラテハ決罰スル能ハサル從來ノ成規ニモ有之候間、知参事ニ御推問相成候上ニ而適律取調候方可然存候得共、事急劇ニ涉リ且蹤跡明白ニ付テハ同省ノ伺ノ通御処分相成可然。

太政官の指令は、京都府知参事に対する推問が法手続き上必要であることを認めながら、該件の緊急性、明白性に鑑みて処分の即決を許したもので、きわめて不自然な内容となっている。これは、指令決定の背景に強力な政治的圧力が加わったためと推測される。それは、この時司法省の有力な代弁者として太政官にあった江藤参議の存在を抜きにして考えるわけにはゆかない。太政官からの訴訟手続きに関する諮問に答えた司法省六等出仕早川勇の陳述書には、

はつきりと「違式部分にて推問に及ばず処分すべき旨口上ヲ以て江藤前参議より御指揮有之」と見え、このことを裏付けている。また、太政官法制課作成の同指令案に三条の署名のほか、江藤、大隈、大木、板垣等参議の捺印がみえるように、当時の廟堂は土佐・肥前派の占めるところであり、江藤の発言が重きをなしたとしても不思議はない。

こうした司法省の攻勢を受けて、京都府も同月、太政官に対し、「小野善助其外転籍一条裁判上之義ニ付進達書」を提出した。同書において京都府は、小野組の転籍を差し止めたのではなく、転籍に際して小野組が従前の用達を放棄しようとしたため調査中であつたと弁明した。用達御免の申し出は主人善助病氣のため代人小野善右衛門によってなされたが、府側はこれを「豪富之風習トシテ其家事ヲ番頭手代ニ委任シ、其末終ニ主長之権ヲ失候甘ジテ束縛ニ就之弊」とみて、慎重に調査をすめるうちに時日が経過したと主張したのである。

さらに同書は、裁判所を「公権ヲロニ敷キ私意ヲ逞スル」ものと断じるとともに、「諸官心ヲ一ニシ盛ニ経倫ヲ可行御審文之大旨、地方官協議事務可取扱ハ其初裁判所被置候節之御達面之処、昨年来地方民治之術ニ付多少之制牽ヲ受ケ、豪モ協助之益ナキ而已ナラス、毎時紛紜之議論ニ時間ヲ費シ、他之事務往々之カ為ニ遅滞スルニ至リ、人民適從スル処ヲ知ラス」と訴えている。

一方、中央における司法省の攻勢を背景に、京都裁判所は八月上旬にかけて、府知事、参事を違式罪に問い、各々に対し贖罪金八円並びに六円を請求した。しかし、府側は請書の提出を拒み、抵抗の姿勢を崩さなかったことから、司法省は太政官に対し、府知事らの捕縛、糾弾を上申する有様となった。司法、行政のはざまに立たされた太政官は同月十八日、「上申之趣送籍一件、委曲之情実陳述候儀相聞候得共、審判之条理ハ裁判所処置至当ニ付、速ニ申達通可取計処其儀無之ハ甚不都合」との判断を示すに至った。同指令は、先に関屋生三ら京都府官員を捕縛した裁判所の措置を不当としながらも、大筋において裁判所側の主張を受け入れる内容となっている。

しかし、太政官が府知事らの捕縛を断じて許さなかったため、司法省側は同月下旬、再び拒刑に対する処罰を求め

る伺を提出した。司法省の執拗なまでの攻勢に事態の政治問題化を必至とみた太政官は、ここに臨時裁判所の設置を検討することとなったのである。

- (1) (2) 徳富蘇峰『近世日本国民史』第八十三巻、三二九頁―三三二頁。
- (3) 司法職務定制に基づく明治五年度の予算措置により、三府十二県に府県裁判所が設置され、行政権からの司法権の分離が緒ついたものの、依然裁判所職員の行政官からの転用がみられた(福島正夫編『日本近代法体制の形成』上巻、日本評論社、昭和五十六年、三〇九頁―三一頁、井ヶ田良治・山中永之祐・石川一三夫共著『日本近代法史』、法律文化社、昭和五十七年、四六頁―四八頁、宮本忠『明治初期行政裁判制度の覚え書』、『三重法経』第三十三号、八五頁―九七頁)。
- (4) 同布達に関する伺は、それがもたらす影響の大きさに比してその立法過程はきわめて順調であったと言えよう。十一月二十六日に司法省より正院に対して出された伺は、左院において第三条・移任に関する項につき形式修正(「地方官ニテ」の下に「道理ナク」の字を加う)が求められた以外に何等問題を生ずることなく、二日後の二十八日、伺の通り指令の運びとなった(『公文録』壬申十一月・司法省「地方官公布ニ悖リ各人民願等糞閉ノ時訴訟不苦儀布達伺」)。
- (5) 我が国初の行政訴訟に関する規定については、明治四年九月の他府県庁関涉訴訟をめぐる手続きを挙げる見解(石井良助編『明治文化史』2・法制、原書房、昭和五十五年、二〇四頁)もあるが、やはり実質的な意味では司法省布達第四十六号をもってその嚆矢とすべきであろう(和田英夫『行政裁判(法体制確立期)』、『講座・日本近代法発達史』3、一八頁)。
- (6) 『太政類典』明治六年二月、「司法省布達第二十三号」。
- (7) 京都裁判所の設置、聴訟事務をめぐる京都府と京都裁判所の権限争議については藤原明久『明治六年における京都府と京都裁判所との裁判権限争議(上)』(『神戸法学雑誌』第三十四巻三号、四七五頁―五〇九頁)参照。
- (8) 『公文録』明治六年十二月・司法省「地方官権外ノ事件ニ干渉スル儀ニ付伺」。
- (9) 小野組の転籍訴訟関係書類については、小野善太郎『維新の豪商・小野組始末』青蛙房、昭和四十一年、九二頁―九五頁、宮本又次『小野組の研究』第四巻、京都新生社、昭和四十五年、六四八頁―六五四頁に詳しい。
- (10) 『三井・小野両人の送籍につき大蔵省より達』(京都府立総合資料館編『京都府百年の資料(政治行政編)』昭和四十七年、一二六頁)。
- (11) 『維新の豪商・小野組始末』九三頁。
- (12) 『江藤南白』下、八〇頁―八一頁。

- (13) 『明治秘史・疑獄難獄』六四頁。
 (14) (15) 『府より京都裁判所あて文書』(『京都府百年の資料(政治行政編)』一二八頁—一二九頁)。
 (16) (17) (18) (19) (20) 『公文録』明治六年七月・司法省「京都府下小野善助送籍一件ニ付長谷同府知事榎村参事等処断伺」。
 (21) 『江藤南白』下、八四頁。
 (22) (23) (24) (25) (26) 『公文録』明治六年八月・京都府「小野善助送籍一件ノ末榎村京都府参事へ罪状達ニ付伺」。

三、事件処理の政治過程

事態が司法省優勢のうちに進展することを憂慮した京都府側は八月下旬、京都府顧問・旧会津藩士山本寛馬を上京せしめて、ついに司法省反対運動に乗り出した。⁽¹⁾ 山本は維新以降、砲術、兵学の才を買われ兵部省食客となっていたが、明治三年京都府大参事兼留守判官河田左久馬に見出され、京都府顧問に就任した。⁽²⁾ この後、京都府が榎村民政時代を迎えるに及んで、山本の洋才は京都振興策の企画、立案に不可欠なものとしてより一層重用されるところとな⁽³⁾。該事件の処理にあたって山本が派遣された背景には、同月中旬榎村参事の上京願が太政官により却下されたことのほかに、同人の洋学に裏打ちされた理論が司法省の法権確立論に対抗しうるとの期待が存在したためと言えよう。また、事件が政治問題化の様相を深めるに伴い、府側は長谷知事の背景をなす公家勢力と榎村参事の背後にある長州閥を動員して事態の好転をはかることになるが、⁽⁴⁾ すでに太政官さえもが司法省の急進論に押され気味であることを考え合わせ、論理面からの反撃と政治工作のための時間稼ぎが必要とみたのであろう。

一方八月下旬以降、太政官と司法省との間では、司法・行政間の紛争処理の方法をめぐる議論が煮詰められていた。穏便な決着をめざす三条は、江藤を司法省急進論の旗手とみて鋭意交渉を進めていた。同月三十一日付の江藤宛三条書簡には、「北島建議之通、臨時裁判所相開き、司法省の手にて取捌、公明正大に曲直を別ち、判然之所置有之候は

ば、府に於ても屈服可致、且は司法の爲にも、弥公明正大の所置判然相顕れ候はば、却而至幸歟とも考候⁽⁵⁾とみえ、明らかに三条が江藤に対して妥協的態度を示していることがわかる。

この結果、九月上旬、臨時裁判所が設置⁽⁶⁾される運びとなり、以後法廷の性格、判事の構成及び運営等をめぐって議論がたたかわされることになった。行政側が臨時裁判所を司法省寄りとみたのに対し、司法省側もそうした偏見や太政官の政治介入をおそれて、同月中旬陪審制の導入を提案するに至⁽⁷⁾った。

京都府側としては、まず臨時裁判所の性格を見極める必要性を認め、九月十四日付で太政官に左の伺を提出した。⁽⁸⁾

小野善助送籍一件ニ付云々の儀、重而申上置候末、今般臨時裁判所被設知参事御糾問有之趣、司法省ヨリ被相違候処、右臨時裁判所御法則之儀ハ当府ニ於テ未何等不相弁候付、左之件之為心得相伺候。

第一条

臨時裁判所之御法則当方於テ心得可置度々詳細御示談被下度候事。

第二条

臨時裁判所を被設候然るも何々之官等を被置候儀ニ御座候哉。

第三条

臨時裁判所之官員ハ全司法省中之官員而已ニ御座候哉。又ハ外諸官省ヨリ立会之官員ニ而も御差向相成候儀ニ御座候哉。但立会ニ相成候ハバ、何々之官省ヨリ何々之官省へ差向候哉。

第四条

臨時裁判所ハ何レ之土地ニ被設候哉。

第五条

臨時裁判所ニ於テ糾問之節諸人傍聴被差許候哉。

右之条々宜御指揮被下度乍恐願候也。

太政官が抗争終結を決意した以上、臨時裁判所の判断一切が京都府の今後を決定することは必至であり、同裁判所

の構成すべてが当然関心の対象となったわけである。そして、ここでも太政官は「直ニ司法省へ伺出候事」との指令を出し、依然司法省寄りの態度を崩していなかった。

しかし、まもなく京都府側の中央工作も効を奏し、長閥の巨頭・木戸孝允の注目を引く結果となった。既に八月下旬、京都府は権典事木村源蔵や山本覚馬を通じ、該事件を木戸に報告していた。⁽¹⁰⁾ 元来京都府参事榎村正直は木戸の懐刀と称され、木戸も絶えず榎村府政を陰で支えてきたのである。⁽¹¹⁾ このとき木戸の反応を素早いものとしたのは、こうした人脈に加え、欧米視察より帰国早々の木戸をとらえて離さない問題が発生していたためである。それは、留守中に発生した尾去沢銅山事件、山城屋和助事件、そして三谷三九郎事件といった一連の疑獄事件であった。これら事件は、いずれも江藤を中心とする司法省急進派によって摘発された長閥の汚職事件であった。⁽¹²⁾ いまや司法省急進派を政敵とする木戸にとって、榎村事件もまた同一線上にある問題として意識されたであろうことは相像に難くない。

木戸は九月中旬以降、大隈重信、伊藤博文ら参議に働きかけて臨時裁判所の公平化を企図し、事態の打開に努めた。同月二十日付の伊藤宛書簡では、「全臨時裁判処京都府裁判処へ荷担偏頗之処」⁽¹³⁾と断じ、さらに翌日の同人宛書簡でも、「非常裁判処も真之体裁相立、京都府と京都裁判処に関係なきものを更に御撰らひ相成公正之御裁判有之、後来院省府県と司法との訴訟之一法とも相成候様に有之度」⁽¹⁴⁾と臨時裁判所の是正を進言した。

一方、山本は九月二十日、直接江藤宛に書簡を送り、説得工作を開始した。同書簡は京都府側の臨時裁判所に対する考え方を示すものであり、⁽¹⁵⁾ 木戸同様裁判所の偏向に甚だしい疑いを投げかけている。⁽¹⁶⁾

尊聴ヲ汚シ候小野善助転籍ノ一条ニ付、此回司法省中ニ臨時裁判所ヲ開キ京都府知事参事ヲ呼出スト云ヲ聞キ、更ニ杞憂ニ堪難ク、鄙懐ノ万一ヲ左ニ陳述仕候。抑此紛紜ヤ京都府ト裁判所トノ間ニ在リ、司法省ハ其裁判所ノ本省ナラハ其裁判所ノ行フ所固ヨリ知テ之ヲ許セル所ナルヘシ。然ルニ今、京都府ヨリ太政官ニ控訴シタル事ノ本□ヲ審判セシトスルノ臨時裁判所ヲ却テ其司法省ノ中ニ開キ其官員モ亦京都裁判所長ノ同僚官吏ナリ。是實馬ノ解スルコト能ハサル事ニシテ甚苦慮スル所ニ候。爰ハ甲乙

ノ二児相争フコトアランニ、甲ノ父来テ其理非ヲ判セハ、其乙タル者必ス疑テ服セス。更ニ丙ノ人ヲシテ判セシメンコトヲ欲スヘシ。京都府ト裁判所トハ猶甲乙ノ二児ノ如ク、司法省は猶甲ノ父ノ如シ。豈疑ハサルヲ得ンヤ、前議ヲ主張スル者或ハ云シ。公明正大ノ心ヲ以テ事理ヲ判断スルニ、何ソ父子ノ嫌アラシ、何ソ同僚ノ疑アラシト。此説理アルカ如シト雖モ、一ヲ知テ二ヲ知ラス。支那学者流ノ腐論ノミ。欧米諸国ノ如キハ則チ然ラス。之を経スルニ肅然タル法制ヲ以テシ、之ヲ緯スルニ整然タル規則ヲ以テシ、奸人アリト雖モ又其私ヲ違フスルコトヲ得サラシム。蓋シ人タル者ハ必ス私アリ。故ニ聖賢ト雖モ又過失ナキ能ハス。正明ノ法制公平ノ規則ニ由テ、而シテ過失アルハ人能ク其失タルヲ知ル。苟クモ其制規ノ疎慢ニスル時ハ、聖賢モ亦疑ヲ免カル能ハス。

山本は、司法省管轄下の裁判所において行政・司法双方の主張を公平に審理することは難しいとし、さらに新律綱領・聴訟回避条⁽¹⁷⁾を持ち出して、臨時裁判所の違法性を以下の如く主張した。⁽¹⁸⁾

是ヲ以テ律ニ聴訟回避ノ一条ヲ置キ、官吏ヲシテ此疑ヲ受ルコト無ク、訟者ヲシテ此疑ヲ起スコト勿ラシム。今其律ノ本ヲ執レル司法ニシテ此嫌疑ヲ避ケスハ、人其律ヲ何トカ云シ。是実ニ解シ難キコトナリ。此事ヤ独リ此度ノ事ノミニ非ス、爾後院省府県ハ素ヨリ、或ハ大政官ト司法省トノ間ニ事ノ起ルアルモ亦此轍ニ由ルナラン。是レ司法ノ權タル者真ニ抗敵スル所無シト謂ウ可シ。

以上からも明らかのように、京都府と木戸の主張は驚く程符合しており、八月下旬から九月月上旬にかけて両者の間に司法省攻略をめぐって密なる連絡が交されたものと考えられる。その結果、京都府と長閑首脳による司法省反対運動は九月下旬に至ってその効果を現し、樞村参事を捕縛の上喚問しようという司法省の要求は、「陪審」規則等被定候迄⁽¹⁹⁾可⁽¹⁹⁾見合」とする太政官の意向によって一蹴されることになった。

こうした行政側の攻勢を受けて、島本仲道、樺山資綱ら司法省急進派は同月二十八日、太政官に対し左の伺を提出した。⁽²⁰⁾

京都府知事長谷信篤参事樞村正直拒刑ノ事アリ。司法ノ職一日モ法憲地ニ墮サシム。……今又陪審ヲ設クルノ命アリ。且云勾喚ノ事陪審規則ノ定マルヲ待ヘシト。則是レ刑法民法ト裁判或ハ両岐ニ涉リ、捕縛勾喚ト前後其序ヲ失ヘルニ至ル。幾ント適

從スル所ヲ知ラス。……若シ信篤正直ノ為ス所果シテ是ナラハ、朝廷司法トノ処スル所ハ則チ非ナリ。今日朝廷ノ議果シテナラハ昨日朝廷ノ命スル所ハ則チ否ナリ。是レ其是非当否ノ際司法タルモノ將タ何ノ主トスル所アツテ以テ之ニ処センヤ。

これは決然たる司法権独立の表明であり、またここに行政府に対する対抗意識を露としたセクシヨナリズムの萌芽を看取することができる。同時に、司法省急進派の戦術として、該件の「刑法」的側面を切り離して同省の管轄下に置こうとする意図が読み取れる。島本らは同日、同趣旨の書面を江藤参議に宛てているが、その文面に「右様御承知被成置度此断申進候⁽²¹⁾」とみえることから明らかなように、事態は既に太政官における江藤の思惑を超えて、司法省急進派の独走をゆるすところまで発展していたと言うことができよう。さらに司法省急進派は十月上旬にかけて、太政官に対し執拗なまでの榎村捕縛請求を行ったが、その際自ら提案した陪審制の返上を申し出るまでに⁽²²⁾、対立は派閥抗争の様相を深めていたのである。

太政官は、臨時裁判所が政争の場と化すことを必至とみて、十月九日官員陪審たる参坐制の導入を決定し、同日九人の参坐を任命した。参坐は、太政官から土方久元（土佐藩士）、小松彰（松本藩士）、日下部東作（彦根藩士）、左院から細川潤次郎（土佐藩士）、西岡逾明（佐賀藩士）、三浦安（西条藩士）、浅井晴文（東京土族）、大蔵省から渡辺清（大村藩士）、竹内綱（土佐藩士）をもつて構成された。いずれも中央官司の中堅官僚であり、出身藩別にみても土佐藩出身者三名を除いて必ずしも藩閥的色彩はなく、むしろ政府上層部の強力な統制下に置かれたとみるべきであろう。すなわち判事側が司法省寄りの立場にあったのに対し、参坐側は行政側の立場に近く、従つて実質的には、臨時裁判所に司法・行政間の対立がほぼそのままの形で持ち込まれたことになろう。

十月上旬から同月半ばにかけて、太政官法制課を中心に臨時裁判所の開廷準備が進められたが、この間の経緯については、近時藤原明久氏が国立公文書館所蔵の「参坐日記」をもとに詳細な論究をされている。⁽²⁴⁾氏は陪審制が参坐制に切り替えられた理由や、英仏の陪審制との相違について詳述され、我が国初の参坐制導入の法制史的意義を考える

上に多くの示唆を与えられたが、唯一点臨時裁判所の政治的性格については見解の相違を表明せざるを得ない。それは、氏が十月十日の「参坐規則」の追加個条「拘留ヲ為サントスル時ハ参坐ノ承諾ヲ得テ然ル後行フヲ得ヘシ」⁽²⁵⁾の一条を、近日中における京都府幹部の拘留決定を想定したものと指摘される点である。⁽²⁶⁾確かに、同条の追加された日の前日、太政官は司法省に対し榎村等の捕縛につき指令しているが、翌日のこの追加措置はむしろ司法省による榎村糾弾に一定の歯止めをかけた措置とみるべきであろう。太政官は行政側に立つ参坐に榎村拘留の決定権を賦与することによって、司法省による糾弾行為を「呼出糾問可致万一其節に至り猶抗拒致不罷出」⁽²⁸⁾場合の捕縛にのみ限定したのである。そしてなによりも、この追加措置に対し司法省側が反対し、司法大輔がその削除を伺出したことは、太政官の意図が榎村保護にあったことを端的に物語っていると言えよう。⁽²⁹⁾

臨時裁判所は同月十四日、第一回の開廷を行ない、さらに引き続き十七日には第二回の開廷がなされた。第二回開廷では、榎村の不遜な態度を問題視する判事側から拘留の議が起こり、参坐側に反対意見があったにもかかわらず、ついに榎村の拘留が決定した。この決定は司法省急進派の巻き返しを印象づけるとともに、臨時裁判所が長閑・府側の工作により行政側に傾きつつあっただけに、行政側に与えた衝撃はきわめて重大なものであったと考えられる。榎村が拘留された十七日、行政側の頭目である木戸は伊藤に対し書簡を宛て、司法省急進派の独走をゆるす政府を批判すると同時に、榎村支援の必要性を左の如く強調した。⁽³⁰⁾

さて榎村も今日拘留いたし候よし。道理に触れ条理にもとり候事は特権と歎特命と申名目を以暴に抑制いたし候様子、近日政府上之舉動を見るに一々億兆を虐し候趣実不堪憤慨候。榎村一条も不忍傍観、其得止不願病臥一書相呈申候。……尚々大蔵省も府県を管轄せし已上は、道理之立候処は今少しは保護も無之而は不相濟歎と奉存候。一策鞭相願度候。

さらに同月二十日、木戸は理をもって司法省急進論を押さえべく長文の上書を提出するに至った。⁽³¹⁾同書はすでに尾佐竹博士の手によりその全文が紹介されているため、ここではその内容に若干の検討を加えるに留めたい。木戸は、

まず新律綱領及び改定律例が官民双方において遵守せられるべきことより説き起こし、該事件の「根元及景況、京都裁判所ノ裁判且諸確証ニ遡ラサルヲ得⁽³²⁾」ないと主張する。すなわち、元来司法・行政間の対立の原因は「用達事務」と「本人素願」の軽重をめぐる見解の相違にすぎず、また行政側が「太政官へ伺ノ御指令ヲ待チ⁽³³⁾」とした態度を司法側が「拒刑ノ一事」と認識したことから事態が複雑化したと木戸は断ずるわけである。そして前者における軽重の判断と後者における太政官伺の適否が問題解決の鍵であると説いている。ここまでは、まさに理をもって臨時裁判所の審理を批判したと言いうるが、以下同書に展開された議論は明かなる京都府擁護論であり、同時に司法省排撃論の趣をもっていると言わねばならない。

木戸上書の提出された二日後の二十四日、政府は俄に征韓論をめぐる分裂し、この影響下に翌二十五日、楨村は特命をもって拘留を解かれることとなったのである。⁽³⁴⁾

- (1) 『明治秘史・疑獄難獄』七〇頁。
- (2) 山本覚馬の足跡については、青山霞村『山本覚馬』（同志社発行、昭和五年）、『山本覚馬翁略伝』（同志社文学）六十一号、寺尾宏二『明治初期京都経済史』（大雅堂、昭和十八年）参照。
- (3) 京都市編『京都の歴史・8・古都の近代』昭和十八年、四四頁―四六頁。
- (4) 『江藤南白』下、八九頁。
- (5) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『江藤家文書』（書簡の部）。
- (6) 司法省臨時裁判所は適宜開設されるもので、国家の大事に関する事件及び裁判官の犯罪を審理することを目的とした。従って、常勤判事はおらず、開設に際し臨時に任命された。この機関は、明治五年江藤司法卿の下で制定をみた『司法職務定制』に基づくもので、その後明治六年十二月の司法省達第一九八号による修正を経て、明治八年四月大審院に編成された。尚、明治六年五月の太政官制潤飾に伴い、内閣議官の臨時裁判所に対する管轄権が法定された（『明治文化史』2・法制、二二六頁―二二七頁、尾佐竹猛『明治文化史としての日本陪審史』邦光堂、大正十五年、四九頁）。
- (7) 『明治文化史としての日本陪審史』五〇頁。

- (8) 『公文録』明治六年九月・京都府「臨時裁判所之儀ニ付伺(指令案)」。
- (9) 『木戸孝允日記』四一五頁―四一九頁。
- (10) 『明治初期京都経済史』二二頁―四一頁。
- (11) 毛利敏彦『明治六年政変の研究』有斐閣、昭和五十三年、一八二頁―一九四頁。
- (12) 明治六年九月二十日付伊藤博文宛木戸孝允書簡、『伊藤博文関係文書』四、二〇八頁。
- (13) 明治六年九月二十一日付伊藤博文宛木戸孝允書簡、『伊藤博文関係文書』四、二〇九頁。
- (14) 同月京都府七等出仕谷口起孝、同国重正文より、臨時裁判所開設に対する疑義が別途提起された。その趣旨は、臨時裁判所の審理に公正を期待できないことや小野組の用達放棄とそれに対する京都府の措置についてであり、大筋において山本の江藤宛書簡と同様の内容となっている(『公文録』明治六年九月・京都府「国重・谷口両七等出仕ヨリ小野善助送籍一件ハ太政官ニ於テ親ク願未被糾度願」、同「同上再願」)。
- (15) 明治六年九月二十日付江藤新平宛山本覚馬書簡(『榎村拘留事件書類』、内閣文庫所蔵『岩倉文書』五二)。
- (16) 『凡官吏訴訟人ト親族若クハ師弟及ヒ離隙アル者ハ並ニ回避スルコトヲ聴ス。違フ者ハ罪ニ増減ナシト雖モ管三十、若シ増減アル者ハ故出入人罪ヲ以テ論ス。』(『法規分類大全』刑法門一)。上記の理由が存在する場合、関係者は審理を回避すべきであるが、司法省臨時裁判所の判事が司法省関係機関職員を裁くことまで含むと解すことには無理があろう。
- (17) 『明治秘史・疑獄難獄』七二頁。
- (18) 『明治文化史としての日本陪審史』五二頁―五三頁。
- (19) 『江藤南白』九四頁。
- (20) 『公文録』明治六年十月・司法省「榎村京都府参事捕縛糾弾之伺書御差下ニ付陪審御達返上上申」。
- (21) 官員陪審が容易に導入された理由については、三谷太一郎『近代日本の司法権と政党』塙書房、昭和十五年、一〇二頁参照。
- (22) 藤原明久『明治六年における京都府と京都裁判所との裁判権限争議(下)』(『神戸法学雑誌』第三四卷第四号)。
- (23) 『公文録』明治六年十月・司法省「参坐規則中個条追加伺」。
- (24) 藤原前掲論文、九二七頁。

- (27) 『公文録』明治六年十月・司法省「楨村京都府参事捕縛之儀伺」、同「楨村京都府参事拘留申付届」。
 (28) 『公文録』明治六年十月・司法省「楨村京都府参事捕縛之儀伺」、同「楨村京都府参事拘留申付届」。
 (29) 『明治秘史・疑獄難獄』七九頁。
 (30) 明治六年十月十七日付伊藤博文宛木戸孝允書簡（『伊藤博文関係文書』四、二一〇頁）。
 (31) (32) (33) 『木戸孝允文書』第八、一三六頁—一四四頁。
 (34) 『公文録』明治六年十月・正院内史本課「楨村京都府参事特命ヲ以テ拘留解放ノ達伺」。

四、事件の影響

征韓論の政変により四参議が辞職した十月二十五日、楨村が特命により拘留を解かれたことは既に述べた。同日、この特命に対し司法省は、司法大輔福岡孝弟の名をもって「当省権外之儀に付御沙汰に従ひ取計申候」⁽¹⁾との請書を提出した。しかし、司法省内部の反発を予期してか、まもなく右大臣岩倉は、「過日楨村参事特命ヲ以テ拘留被解候節、特命之御主意ハ別段不申入、唯拘留ヲ被解候儀於司法省異議無之哉若異議有之候ハバ、書取ヲ以テ申立候様申送候事ニテ、別段寛宥之御沙汰ヲ以テ被解候様申送候事ニハ無之候」⁽²⁾と弁明した。これに対し福岡は、楨村釈放の際の口上に「地方官些末之事件ヨリ長々拘留事務差支少ナカラサルヘシ云々」⁽³⁾とあるのをとらえて、「司法省ニ於テハ見ル所大ニ相反シ候」⁽⁴⁾と難じるとともに、「特旨ヲ以テテ拘留ヲ被為解候儀ハ追テ罪状御取調之上御処分有之候儀」⁽⁵⁾と解している旨言明した。

政府は同月二十五日付で大木喬任を司法卿に任命した。大木は政変に際し、一時征韓派に同意しながら結局政府残留の途を選び、江藤、板垣等から「大腰拔」と罵倒された人物である。⁽⁶⁾また、大木は元来文部、内務畑を歩み、司法事務の経験がないことから、この人事は洋行派政府主導による司法行政緩和の目的をもって決定されたものとみられる。⁽⁸⁾

こうした政変後の政府修復が進められつつある中に、十一月上旬、かの山本覚馬より岩倉に対し一通の上申書が提出された。同書は、臨時裁判所における榎村事件の審理を批判しつつ司法改革の必要性を主張したものであるが、文中江藤参議との交渉経過が指摘されている点は特に注目に値しよう。そこで、当該部分を左に掲げてみることにしたい。⁽⁹⁾

京都府ト京都裁判所ト両庁ノ紛紜ヲ覆審スル事件ニ付先般別紙ノ通卑意ヲ陳述シ、前参議江藤ニ見ヘテ之ヲ呈シケレハ、江藤称シテ公論ナリトス。覚馬乃チ曰ク、公論ト決セラルル上ハ請フ速ニ之ヲ行ヘ。江藤曰ク、余独断スルコト能ハス、此書ヲ内閣ニ携ヘテ議スヘシト。覚馬曰書中分リ難キアラハ直チニ覚馬ヲ正院ヘ召シヨ。江藤之ヲ諾シテ……数日ニシテ再ヒ之を尋ヌ。江藤曰正院皆先生ノ公論ニ服セリ。覚馬曰然ラハ速ニ行ハルルカ。江藤曰都合アリテ速ニ高論通ニハ行ハレス。……既ニシテ臨時裁判所ニ於テ京都府知参事ノ拒刑ノ罪ヲ糾シ其事ノ由テ来ル所ヲ言ントスルハ、其ハ民法ノ事ナリ。此刑法ノ白州ニテ聴ク可キニ非スト……

山本の言に従えば、江藤は九月二十日に山本が宛てた書簡の趣旨を「公論」として受けとめ、太政官正院に伝えたところ、正院の意見も同様であったということになる。山本の証言は江藤辞職後になされていることから、やや都合よく語られている感があるにしても、当時正院が木戸等の工作によりある程度行政側寄りに傾斜していたとすれば、山本の意見に同調したとしても必ずしも不思議ではない。江藤の場合も、かねて調整役の三条から「違令の罪を重ねるようでは、唯々司法省が権力を以て無理押付をする様に思はれて、司法省の爲めにも採らぬ」と諭されていたこと⁽¹⁰⁾や、既にこの時期司法省急進派が江藤に先行していた事態を考え合わせるとき、山本の主張を受け入れる素地がなかったとは言ひ切れない。「江藤南白」は江藤を該事件の「間接的主動者」と断じたが、この十月の時点で江藤の司法権確立論は、司法省急進派よりもむしろ山本の「公論」に近かったのではないだろうか。

山本の論理が江藤を動かしたとすれば、それは「既ニシテ臨時裁判所ニ於テ京都府知参事ノ拒刑ノ罪ヲ糾シ其事ノ由テ来ル所ヲ言ントスルハ、其ハ民法ノ事ナリ。此刑法ノ白州ニテ聴ク可キニ非ス」の下りであろう。なるほど司法

省は榎村らの違式罪ばかりを問題にしていたが、果して判決に対する請書の提出拒否が違令条例に抵触するかどうかは多少疑問の余地がある。京都府側が主張したように、臨時裁判所において改めて京都裁判所の判決それ自体の妥当性を争うべきとすれば、すでに当時民事訴訟手続きに沿ってなされた行政訴訟は、一貫して「民法ノ事」として扱われるべきと考えることも可能である。⁽¹²⁾ いずれにせよ、一般に指摘されるように、江藤が一貫して司法省急進派の指導者であったという一面的な見方は早計に過ぎよう。

たとえ江藤が妥協に傾いていたとしても、急進派の牙城たる司法省が承服するわけがない。同月五日、急進派の中心的存在である司法大輔福岡孝弟、司法省三等出仕島本仲道、並びに同樺山資綱ら三名が榎村釈放に抗議して辞表を提出した。⁽¹³⁾ 既に司法省内部では、臨時裁判所開廷中から、榎村の証言をめぐる盛んに激論が交わされていた模様である。とりわけ木戸上書にみえる如く、⁽¹⁴⁾ 法廷において榎村が改定律例第三百十八条を根拠に司法当局の訴追手続きの違法性を主張したことが、司法省警保寮等において物議を醸していた。太政官の指令を仰いだとはいえ、司法省が口供結案なしに断罪を許したことは律文に反するというのが榎村の主張である。これに対し、司法省内部から反論が提起された。十一月八日、司法省六等出仕早川勇より大木司法卿に提出された上申書はその一例である。⁽¹⁷⁾

凡ソ罪ヲ科スル成律ニ拠ルハ勿論ナレドモ、一々正条ニ的例ナキモノハ論ヲ待タス、又之ヲ科スルニ順序ヲ経成規ニ拠サル可カラス。素ヨリ罪案ハ口供或ハ口書ニヨリ蹤跡ヲ徵スルモノニシテ、其恐入ル等ヲ待ツ者ニ非ス。之ヲ以テ直ニ罪ヲ科ス。然ルニ成規中ニモ其活用ヲ主トスルノ証ハ呵責放免等ハ答以下ニシテ、罪ノ部分ニハ在レドモ要スルニ無科ニ類似スル者ニテ輕微ノ者ナリ。然レドモ其口供結案ヲ待ツ違式ハ答二十ヨリ一千ニ止ル呵責ニ比スレハ稍重キ者ナリ。然レドモ必スシモ口供結案ヲ待サル者アリ。之レ成規中ノ活用ニシテ裁判官ノ權衡ヲ執ル所也。凡ソ違式ハ新律中正条ナク、司法警保寮ヲ関轄シテ始テ正条トナリタルカ如シ。抑違式ハ各地方ノ規則ニ違反スルヲ主トシ或ハ官ノ諸局ノ式ニ違フ者之ニ權衡ヲ採ル故ニ各地方ニテ其式ヲ知ルト知ラサルヲ問ハス違式ノ罪ヲ科スル。勅奏任官ト雖モ奏聞ヲ經ス平民タリトモ口供結案ヲ採ルコトナク罰文ヲ用ヒス直ニ罪ヲ科ス。裁判所ニテ裁判ノ受書ヲ取り服セサレハ控告セシム之レ裁判所ノ式ナリ。京都府知參事此式ニ違フ故ニ違式ノ罪ニ科シ

テ権衡誤ラサル者ノ如シ。然レドモ直ニ警保寮取扱ノ処分ニ倣ヒ難シ。故ニ特ニ奏請スルノ議ヲ併セリ。勇當時一己ノ卑意ニ小野善助送籍等ニ付京都府ト裁判所トノ事情天下ノ人喋々之ヲ談ス政体ノ美ト謂可カラス。違式ノ罪ヲ科スル百余里ノ遠途ヲ踰テ勅奏官ヲ呼出ス穩当ト謂ハス。又各人民裁判ヲ受シニ依ラス。趣意了解シ難キヲ以テ裁判官ニ抗スルコトアレハ其多事言ヲ待ス京都知事參事徒ラニ我意ヲ張り推問スルニ同様ノ手續タルコト顯然タリ。且つ権衡ヲ採ルモ比例ス可キノ成規アルハ京都府知事ト北畠判事トノ数回往復書面ハ其手續分明ニシテ口供ニ勝ルノ罪案タリ。之成規中ノ活用ニシテ更ニ政府ノ裁判ヲ請フ所以也

榎村が釈放になると、警保寮は政府の措置をめぐって騒然となった。同月、大警視国分友諒、同田辺良頭、警保権助丁野遠影、警保助川路利良ら四名は榎村釈放を不満として上申書を提出した。左にその核心的部分を掲げてみよう。⁽¹⁸⁾

曩ニ京都府參事榎村正直拒刑罪ニ依テ臨時裁判所ニ於テ糾彈蒙リ、強捷罪ニ伏セサルヲ以テ裁判官參坐ト協議シ、正直ヲシテ裁判所中ニ拘留セシム。尋テ朝廷特命ヲ下シ其拘留ヲ解クト、臣等且驚且怪ム。側ニ聞ク正直言ニ曰我心服セサル所ノ者ハ天皇陛下ノ命ト雖モ奉セスト苟モ、臣子タル者此非礼ノ言ヲ為可ケンヤ。此非礼ノ事ヲ為ス豈罪無シトナサンカ。果シテ夫罪アラハ拘留繫獄ス、而シテ特旨ノ下ル所以ノ者裁判官処置當ヲ失スルニ依テ然ル乎。參坐タル者モ又唯々諾々トシテ其議ニ從乎。正直ノ言ヲ以テハ今又裁判官タル者其特命ノ旨ニ伏セサルアレハ之ヲ奉行セサル者又妨ケナカラン乎。或怪ム陰ニ正直ヲ被陰スル者アツテ此ニ至ル乎。……朝廷何ソ独リ正直ヲ寛ニシテ無知ノ小民ニ酷ナル天下何ソ独リ正直ヲ幸ニシテ人民不幸ナル。是所謂路ニ当ル豹狼ヲ問ス野ニ在ル狐狸ヲ駟ルニ異ナラス。聞ク近日參議數名一時官を免ジ、陸軍將士職ヲ辞スル者多ク、近衛ノ士卒非役ヲ命スル者數百人ニ至ルト。是軍法ノ整肅ナラサルニ依テ然乎。國家ノ柱石タル近衛兵ニシテ動搖猶此ノ如シ。況ヤ一部警保ノ力何ヲ以テ能ク全家ノ安寧ヲ保ツヘケンヤ。冀クハ特旨ノ理ト近衛兵ノ動搖ノ由トヲ審ニシ臣等ノ危疑ヲ解キ併セテ數千ノ屬員ヲシテ法令□東ノ確固ス可ク犯ス可カラサルノ道ヲ知ジメヨ。(傍点筆者)

警保寮幹部にあつては、榎村釈放問題と近衛兵の罷免との関連性が疑われており、政府周辺においてすら、榎村事件の影響をも含めて政変の真相は闇の中にあつたと言ふことができよう。大隈参議の密偵莊村省三の手記によれば、この上申書の内容は警保寮上層部から下は邏卒に至るまで広い範囲に流布していたといわれ、榎村釈放が司法・警察当局に与えた影響は予想以上に大きかったことが知られる。

こうした警保寮における不穏な動きは、政変後の動搖冷めやらぬ政府に多大の不安を与えていた。同月十二日付大久保宛伊藤書簡からは、「今晚承候へハ、榎村裁判一条ニ而ポリス等少々不穏形情も有之候趣、是ハ旧藩之者現ニ一区中に居候ものヨリ確報御座候事故聊懸念仕候、御聞及御座候哉、大木氏ハ承知之筈と奉存候」と参議間に情報の交換がなされたことがわかるが、十五日付佐々木高行宛山田頭義書簡に「是ハ強て警保寮頭立候者の言フべき事件にも有間敷と存候得共、必竟誰欺他人へ誘導されて右書は差出せしなるべし」とみえる如く、背後に司法省の暗躍が想定されていた。さらに十八日付大久保宛大木書簡は、政府上層部と警保寮幹部との接触の経緯に触れ、「榎村一件ハ決して而寛宥之御処置ニ無之、(中略)追而今にも榎村取調ニ可相成時ハ又御拘留可相成敷も難計」との態度で一致して対応すべき旨が確認された。政府は、一方で警保寮幹部の人事異動を考慮するといった慎重な対応を示しながら、他方では、翌十九日付大久保宛大木書簡に「尚以警保助以下之処ニ而は、決して別心有之とも不見受、全ク輩下鎮撫之為ニ相違無之と相心得申候」とみえる如く、打開への楽観的な見方も残していた。

十一月下旬から翌十二月下旬にかけて、榎村事件の決着をめぐり再度司法・行政間に確執を生じた。榎村に対する判決は、ときの政治力学を反映して二転三転した末、ようやく十二月三十一日有罪と決した。同日大木が大久保に宛てた書簡には、榎村に受刑を説得した経緯や、事件の処理が結局は太政大臣、右大臣までも煩わす結果となったことが記されている。同事件は、留守政府末期から征韓論の政変にわたる政界激動期に発生し、絶ゆまぬ派閥抗争のうちに政治的決着をみたと言ふことができよう。

こうした政治決着は、結局双方に大きな不満を残す結果となった。とりわけ京都府の後ろ楯となって収拾に奔走した木戸の不満は大きく、後々に及んで司法改革の必要性を強調して止まなかった。

(1) 『江藤南白』下、九八頁―九九頁。

(2) (3) (4) (5) 国立国会図書館憲政資料室所蔵「大木喬任文書」、「京都府事件につき草稿」、「竹内綱・榎村正直一件」。

- (6) 『保古飛呂比』五、東京大学出版会、昭和四十九年、四〇四頁。
- (7) 津田茂麿『明治聖上と臣高行』（原書房、昭和五十五年）三三一頁。
- (8) 江藤時代の反動として、司法省の権限縮小が進められた。とりわけ重要な改正は、六年十二月の司法卿による司法省裁判所長兼任規定の撤廃であろう。この改革は結果として司法権独立に資することになったとの指摘がある（染野義信「裁判制度（法体制準備期）」、『講座・日本近代法発達史』六、七七頁以下）。
- (9) 明治六年十一月四日付岩倉具視宛山本覚馬書簡（『榎村拘留事件書類』、『岩倉文書』五二）。
- (10) 『明治秘史・疑獄難獄』七〇頁。
- (11) 『江藤南白』下、一〇〇頁。
- (12) 『明治文化史としての日本陪審史』三七頁―三九頁。
- (13) 島本の辞表には、「瑣屑ノ事件ニ当リ処置其宜キヲ不得誤テ特命ヲ瀆スニ至ル。是臣執法ノ職ニ堪ヘサルナリ。警保保護ノ任ニ堪ヘサルナリ。況ヤ此事件ノ如キハ固ヨリ必スシモ衆議公論ヲ待ツヘキモノニ非ラサルヤ。」とある。司法省急進派にとって、飽くまで榎村事件は一刑事事件であり、世論の判断を仰ぐような高度の政治問題とは考えられなかったのである。
- (14) 『木戸孝允文書』第八、一三六頁―一四四頁。
- (15) 改定律例第三百十八条「凡罪ヲ断スルハ口供結案ニ依ル。若シ甘結セスンテ死亡スル者ハ証左アリト雖モ其罪ヲ論セス。」の規定（『法規分類大全』刑法門一）。口供結案は吟味詰の目安としての重要性をもつ（志賀次郎編『増補比附援引新律綱領改定律例改正定例注釈合巻』明治十二年、五〇二頁）。
- (16) 司法省警保寮時代には、依然捕亡事務と裁判が一体化していたところに警保寮幹部が榎村裁判に干渉する土壌を見出すことができよう。警保寮の位置づけについては前掲『日本近代法体制の形成』上巻、三二―三三頁―三三四頁。
- (17) 早稲田大学図書館所蔵『大隈文書』（官庁関係文書）、「小野善助送籍訴訟ニ付京都裁判所ト京都府参事トノ対立ニ関スル申立書」。
- (18) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『石室秘稿文書』、「榎村正直に対する裁判につき上申書」。
- (19) 『大隈文書』（官庁関係文書）、「警保課員ノ榎村京都府参事一件ニ関スル建白書ノ流布ヲ報スル書」。
- (20) 明治六年十一月十二日付大久保利通宛伊藤博文書簡（『大久保利通関係文書』一、一一二頁―一一三頁）。
- (21) 明治六年十一月十五日付佐々木高行宛山田顕義書簡（『保古飛呂比』五、四一―四二頁）。

- (22) 明治六年十一月十八日付大久保利通宛大木喬任書簡(『大久保利通関係文書』二、一五六頁)。
 (23) 佐々木と大木との協議では、得能良介を警保頭に抜擢する案が検討されていた(同右書)。
 (24) 明治六年十一月十九日付大久保利通宛大木喬任書簡(『大久保利通関係文書』二、一六六頁)。
 (25) 参坐に対し多数決制の採用が決定し、司法省はさらに二名の職員を参坐として送り込んだが、結果は榎村無罪という予想外のものであった。そこで、司法省は判決を不満として巻き返し工作を展開、太政官は参坐の廃止と通常裁判への移行に追い込まれた(『明治秘史・疑獄難獄』九四頁以下)。
 (26) 明治六年十二月三十一日付大久保利通宛大木喬任書簡(『大久保利通関係文書』二、一六七頁)。
 (27) 明治六年十二月四日付大久保利通宛岩倉具視書簡(『大久保利通関係文書』一、三二四頁)。
 (28) 明治七年一月十四日付佐々木高行宛木戸孝允書簡(『保古飛呂比』六、六頁)。

五、事件の意義

以上にみたように、小野組転籍事件は当初司法省優位のうちに推移したが、臨時裁判所設置論が浮上した頃から京都府側の巻き返し工作が展開され、同裁判所開廷以降は双方の力がほぼ拮抗したまま終局を迎えることになった。臨時裁判所開設に際し、三条は大隈宛の書簡において「京都府参事処分之儀、司法今日之行掛ニ而は正院も伺之通御処置無之而は不相叶勢とも心配仕候、乍併知参事免職糾問等之事に至り候而は甚不安事情とも存候得は、何とか程能く取計方も無之哉と存候⁽¹⁾」とし、榎村説得による双方の妥協を模索した。さらに三条は、榎村が承服しないと「意見之混雑ニも至り⁽²⁾」と懸念を表明したが、これは勿論榎村個人の問題というよりも、事件が政局の混乱に結びつくことを憂慮したためと言えよう。もう一步進めて言えば、このとき政局の底流をなしていた洋行派と留守派の対立に引火することを恐れていたことであろう。その結果、洋行派内の反目も手伝⁽³⁾て、ついに太政官は独自の立場で裁断を下すことができなかったのである。

該事件の政治上の意義を考察する上で重要な二つの視点は、事件が留守政府期の政治過程に発生したことと、いわゆる征韓論の政変をめぐる政治過程にその終局を迎えたことであろう。

留守政府にあっては、廃藩置県の影響とそれに引続き断行された太政官職制改定とにより、井上馨、江藤新平、山県有朋らを中心に各省幹部からなる政策官僚層が各政策領域における近代化諸政策の推進をめぐって競合した。廃藩置県は維新政府による中央集権化政策実施の宣言に他ならず、政府内における政策官僚層の発言力を増大させた。⁽⁴⁾また、太政官職制改定は各省卿の自主的政策運営と人事権行使を保証し、官僚組織の専門分化を促進した。⁽⁵⁾洋党派と留守派との間に交された約定も矛盾を内包していた結果、⁽⁶⁾急進政策推進の歯止めとして機能しなかった。その結果、留守政府期の政治過程は太政官のリーダーシップの欠如を背景に無軌道な政策競合の場と化し、いわゆる明治六年予算紛議⁽⁸⁾を発生させたのである。

小野組転籍事件はまさにこうした特異な政治過程に発生した。留守政府の中でも江藤指揮下の司法省はとりわけ急進的で、旧秩序の破壊に熱心であった。江藤は佐々木高行洋行後、島本ら司法省内急進派の強力な要請で司法卿に就任し、宍戸璣、伊丹重堅、松本暢ら佐々木派の保守的官僚を退け、自派の培養に努めた。⁽⁹⁾江藤派は様々な司法改革を断行するとともに長閑の汚職摘発に挺身した。江藤が参議に就任して以降、江藤派はさらに急進化の一途を辿り、中央、地方の保守派・封建派の官僚との対立を先鋭化させた。同事件は江藤派の必要以上の急進化が招いた紛争としての性格を多分に持ち、従って終始派閥抗争の様相を呈することになったのである。

司法省急進派は、陸軍省幹部が政変に際し西郷と進退をともにしたのとは対照的に、江藤辞職後も暫時政府内に留まり、楨村釈放に抗議した。前述のように、木戸は飽くまで司法省急進派と対決したが、それは単に長閑の救済のためだけでなく、司法省内保守派の復権への期待を背景に秘めていたのである。⁽¹⁰⁾

政変直前の十月十八日、木戸は佐々木派の宍戸に書簡を宛て、「近来司法暴虐⁽¹¹⁾」につき松本との協議を促した。さ

らに同月三十日には、「樺山島本大憤怒に而辞表差出し候由可卒内情御探り被成遣候⁽¹²⁾」と宍戸に要請している。また木戸は、十一月以降警保寮幹部が楨村釈放に対し抗議運動を起すと、佐々木にその処分に関し意見を求めた⁽¹³⁾。文面中、「ボリス」論のほかに「河野」問題が協議されているが、これは木戸らが河野敏謙を引き抜くことで江藤派の切り崩しをはかったとみることができよう⁽¹⁴⁾。

このように、同事件はまた、司法省をめぐる急進派と保守派との確執の渦中にあつたと言わねばならない。この対立は征韓論同様、洋行派と留守派との対立に根ざしたものであり、政変の発生に一役買ったことは否めないであろう⁽¹⁵⁾。

(1) (2) 渡辺幾治郎『大隈重信—新日本の建設者—』照林堂、昭和十八年、三一八頁—三一九頁。

(3) 洋行中、岩倉、木戸、大久保、伊藤らが反目し、そのため使節団が分裂のまま帰国したこと、さらに帰国後もしばらく洋行派が分裂状態にあつたことは夙に知られるところである。そして洋行派は伊藤の仲介工作を契機に、留守派からの政権奪還を軸に再び糾合される。この点については、毛利敏彦『明治六年政変』(中公新書、昭和五十五年)に詳しい。

(4) 廃藩置県は、鳥尾小弥太、野村靖らの電撃的政治行動を発火点とし、それが兵権確立論者山県と財政権確立に腐心する井上に引火し、西郷、木戸、大久保レベルに引き上げられた一大クーデターである。従って、廃藩置県には長州派内の合意と大藏省開明派官僚層により準備された側面がある(『公爵山県有朋伝・中』、升味準之輔『日本政党史論』第一巻、東京大学出版会、昭和五十年、沢田章編『世外侯事歴・維新財政談』原書房、昭和五十三年、藤村通『明治財政確立過程の研究』中央大学出版社、昭和五十六年)。

(5) 明治四年八月の太政官職制改定により、「卿ハ天皇庶政ヲ課分シ百揆ヲ統叙セシムル」、「卿ハ専ラ其部事ヲ総判スル全權ヲ有ス」、「卿ハ部属ノ官員ヲ選任黜陟スル權ヲ有ス」と規定された。

(6) ここに言う約定とは明治四年十一月、岩倉使節派遣に先立ち、遣外使節派と留守政府派との間に取り交わされた「大臣参議及び各省卿大輔約定書」のことである。同約定の意味についてはこれまで、遣外使節派が留守政府派に対して留守中勝手な改革を阻止すべく填めた足枷であるとす説と、約定問題は留守政府側から持ち出されたとする説が存在した。もっとも、大久保利謙編『岩倉使節の研究』以降は後者の説が有力視され、むしろ論点は発案者とその意図に集中してきた。約定の成立過

程及びその運用過程を考察するとき、同案は留守政府内の板垣ら武断派の動きを牽制する目的で、三条の要望を背景に大隈が起案し、遣外使節派と留守政府派が合意したものと考えられる。約定第六款と第七款は一見矛盾するように見えるが、前者が西郷、板垣らの企図しそうな体制改革の阻止をめざしたものであるのに対し、後者は個別政策レベルの改正を意味したと解することができる。従って、留守政府派の政策官僚にとつて、第七款は開明政策援進を是認していたことになる。

(7) 留守政府については、一切西郷が政府を運営していたかのような見方がこれまで有力であったが、西郷は陸軍省問題や島津久光問題に忙殺され、むしろ政府内の主導権は三条―大隈ラインにあったと考えられる。従って、各省間の対立が激化するに及んで、その脆弱な指導権は容易に失われたのであろう。

(8) 同問題については、石塚裕道「大久保政権の成立と構造」(『東京都立大学創立十周年記念論文集』)及び田村貞雄「留守政府の予算紛議」(家永三郎教授東京教育大学退官記念論文集刊行委員会編『近代国家と思想』)参照。

(9) 『保古飛呂比』五、三〇七頁、『明治聖上と臣高行』三一〇頁。

(10) 帰国早々の佐々木が、「実ニ狂人ノ仕業」、「小人権貴ニアリテ勢力ヲ得タル形勢」と批判したのは、江藤派による急進的な司法改革に他ならない(『保古飛呂比』五、三七五頁、三九〇頁)。

(11) (12) (13) 『木戸孝允文書』七七頁―一〇七頁。

(14) 河野敏謙の動向については、園田日吉『江藤新平伝』清正社、昭和四十三年、一三八頁参照。

(15) 前掲『岩倉文書』中十一月四日付山本書簡に、江藤が槇村の拘留を理由に「既ニ去ル十七日ヨリ辞表ヲ出セル」とあるが、伝聞証拠の域を出ない。